

平成31年度池田町教育委員会教育行政執行方針

平成31年第1回定例会議の開会に当たり、池田町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

I はじめに

今日、情報化やグローバル化といった社会的変化は私たちの予測を超えて進展するようになっており、しかも、そうした変化が、どのような職業を選択するかにかかわらず、すべての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。

このような時代だからこそ、子どもたち一人ひとりが予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合っかかり、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、より良い地域社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要です。

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中、学校教育に対しては、これまでの既存の枠組みを前提とした生き方だけでなく、様々な情報や出来事を柔軟に受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他の人と協働し、課題を解決していくための力を育成することが社会的な要請となっています。

II 教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、変化の激しい時代をたくましく生きていくために必要な力の育成と、子どもたちの成長を支える教育環境づくりに向けた基本姿勢について申し上げます。

本町の子どもたちは、平成30年度の全国学力・学習状況調査において、小・中学校ともに全国・全道の平均正答率との差が広がる結果となり、このことを大変重く受け止めています。

この調査は、学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面を測定するものではありませんが、「教育の機会均等」という義務教育の趣旨を踏まえれば、本来生まれ育った環境によって、学力に大きな差があってはならないものであり、「社会で自立して生きていくために必要な学力」をすべての子どもたちに保障していくことが、教育の基本であります。

池田町教育委員会としては、昨年度からスタートした学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの充実を図るなど、学校・家庭・地域・行政が一体となり、子どもたちの学力向上をはじめ、豊かな心や健やかな体の

育成に取り組むとともに、学校運営協議会とも連携した社会教育活動や学校支援活動等による地域の活性化を通じた教育資源、教育環境の充実を図ってまいります。

Ⅲ 重点政策の展開

次に、平成31年度において重点的に取り組む政策について申し上げます。

1 主体的に学びに向かう力と知識・技能の活用

第一は、「主体的に学びに向かう力と知識・技能の活用」についてであります。

子どもたちが変化の激しい時代を生き抜いていくためには、主体的に学びに向かい、習得した知識・技能を活用して様々な状況に柔軟に対応できる思考力、判断力、表現力等を育成することが重要です。

このため、全国学力・学習状況調査の結果を的確に分析した上で、学ぶ意欲などの改善に向け、子どもたちの興味・関心を高める授業改善に取り組むとともに、各学校に対して、学力向上に向けた学校経営ビジョンや到達目標を設定させ、その達成に向けた取組の進捗状況を把握した上で指導助言を行ってまいります。

改訂された学習指導要領は、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施されますが、特に小学校については、授業時数が増加することから、移行期間中の時数を適切に確保することはもとより、改訂学習指導要領で示された小学校の外国語活動等の充実を図るため、新たに、小学校を巡回し教員の外国語の指導力の向上を図る巡回指導教員を中学校に配置します。

子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制の充実に向け、引き続き、臨時教員、学習支援員の配置や加配定数の活用による少人数指導や習熟度別指導に取り組むとともに、個々の学力の状況や学校生活への意欲・満足度、体力などを一体的に表す、いわゆるバッテリーシートの活用に努めます。

子どもたちの生活リズムは学力に影響するとの指摘があることから、保護者に対して、家庭学習をはじめ、睡眠、読書、メディアの活用など、時間の目安を決めて生活リズムを整えることの大切さを周知します。

小・中学校のパソコン等のICT機器については、改訂学習指導要領で求められている情報活用能力やプログラミングの体験を通じた論理的思考力の育成に向けて、校務用パソコンや児童生徒用パソコンの更新等の整備を行います。

研究指定を受けている「学校図書館活用促進事業」については、10月

に池田中学校において、「北海道図書館教育研究大会」を開催し、学校図書館を活用した読書習慣の定着や学習支援等の成果を広く周知します。

特別支援教育については、引き続き、特別支援教育支援員を配置し、障がいのある子どもたちの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることはもとより、関係部局とも連携を図りながら、個別支援計画の活用による幼児期から小学校、小学校から中学校への円滑な接続に努めます。

幼児教育については、幼稚園等での遊びや生活を通して育まれてきたことが、小学校の各教科等の学習に円滑に結びつくよう、生活科を核とした「スタートカリキュラム」の編成に取り組むとともに、昨年11月、北海道及び北海道教育委員会において、「北海道幼児教育振興基本方針」が策定されたことを踏まえ、関係部局との連携等を検討してまいります。

教職員の多忙化が指摘されている中、平成30年度に策定した「学校における働き方改革 池田町アクションプラン」並びに「中学校における部活動指導の方針」に基づく取組をしっかりと検証するほか、国から示された「教員の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえ、限られた時間の中で教員の専門性を生かしつつ、授業改善等の時間が十分に確保できるよう検討を進めます。

また、事務負担を軽減し、きめ細かな指導の充実を目的とした校務支援システムについては、先行導入した学校の成果を検証するなど、教職員がゆとりを持って子どもたちに向き合う時間の確保に向けた取組を進めます。

さらに、すべての教職員が健康で生き生きと教育活動に専念できるよう、引き続き、ストレスチェックへの参加を促します。

2 豊かな心と健やかな体の育成

第二は、「豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちが、生命を大切に作る心や他の人を思いやり支え合う心、倫理観、規範意識などを身に付け、自らの生き方を主体的に考える力やたくましく生きるための健康・体力を育成することが重要です。

このため、「特別の教科道徳」について、公開授業や指導主事による学校教育指導等を通じ、道徳的な判断力、心情、実践意欲等の育成に努めます。

いじめについては、すべての子どもたちが、笑顔で元気に学校生活を送れるよう、昨年3月に改定した「池田町いじめ防止基本方針」に基づく組織体制等の充実を図るとともに、引き続き、様々な悩みについて相談できる教育相談員を配置するほか、学級集団状況調査、いわゆるQ-Uテストや北海道教育委員会が実施する「いじめの問題への対応状況の調査」も活用し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を徹底します。

子どもたちの体力については、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、総じて全国平均に近い状況となっておりますが、今後も、調査結果を的確に分析するとともに、全国調査の対象学年以外の児童生徒の新体力テストを実施するなど、さらなる体力・運動能力等の向上に向けた検証・改善サイクルの充実に取り組みます。

また、小学校教員の体育に関する指導力の向上や学校全体の体力向上の取組の充実を図るため、引き続き、学級担任とのチーム・ティーチングによる指導や授業づくりを支援する「体育専科教員」を配置します。

フッ化物洗口については、むし歯予防手段として実施に当たっての安全性等についての周知を図り、未実施児童の保護者の皆様の理解を得ながら、より多くの児童が参加するよう取り組みます。

学校給食については、今後とも、工夫・改善を図りながら、地元食材も含め安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、衛生管理等への十分な配慮はもとより、食物アレルギーのある児童生徒への給食調理に万全を期すなど、学校給食を通して子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭が児童生徒に対し食に関する指導を行う食育の取組の充実を図ります。

3 教育環境の整備

第三は、「教育環境の整備」についてであります。

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場であり、子どもたちの教育活動等が円滑に行われる教育環境を整備することが大切です。

このため、平成30年度から池田小学校に統合したプールについては、利用しやすい環境づくりの検討を進めるほか、引き続き、プール統合に伴う子どもの居場所づくりの取組や幼児、小学生、一般の方々を対象とした水泳教室を実施します。

また、今後のプール整備については、「池田町スポーツ施設の整備等計画」に基づく学校プールの改築という方向性の下、できる限る早期に供用開始までの具体的な建設計画の立案に努めます。

利別小学校のスケートリンクについては、引き続き、造成等を民間事業者へ委託します。

経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、昨年10月に生活保護基準が改正になったところですが、「池田町就学援助規則」に定める基準を維持しながら就学に必要な経費の援助を行います。

また、2021年度から開始となる「第5次池田町教育基本計画」の策定作業に着手します。

児童数が減少傾向にある中、将来を見据え、これからの社会で求められる力の育成に向けた望ましい教育環境の整備について、教育委員会の方針を保護者の皆様などに丁寧に説明し、理解が得られるよう努めます。

4 文化・芸術活動の推進

第四は、「文化・芸術活動の推進」についてであります。

ふるさとの歴史・文化を知り、本物の芸術文化等の機会に触れることは、ふるさとへの愛着心の醸成や感性豊かな人間としての成長に必要です。

このため、開館3年目となる池田町郷土資料館については、多くの方が訪れる施設となるよう、特別展の企画や展示方法の工夫を検討しながら、町民の皆様の共有財産・知的資源として利用促進を図ることはもとより、子どもたちがふるさとの歴史や現状を知り、将来を考える有効な施設としての活用を図ります。

また、試行的にゴールデンウィーク期間の4月28日から開館するなど、社会教育施設である郷土資料館の観光資源としての可能性も検討します。

子どもたちの芸術文化等への関心を高めるため、子ども夢基金を活用した演劇等の芸術鑑賞事業を実施するとともに、失敗を恐れず挑戦することの大切さを伝える「子ども夢事業」として、「モデルロケット教室」を実施します。

5 青少年健全育成事業の推進

第五は、「青少年健全育成事業の推進」についてであります。

子どもたちが、様々な体験を通じて創造性や協調性などを身に付け、夢や目標を持って、健やかに成長することが大切です。

このため、休日を利用して様々な体験活動を行う「わんぱく体験塾」や異なった学校・学年の児童が一定の期間、共同で炊事などの生活体験を行う「通学合宿」、放課後の安全・安心な居場所づくりと合わせ、スポーツ活動や体験学習などを行う「放課後子ども教室」を、引き続き、実施します。

沖縄県読谷村への「小学生道外派遣研修事業」については、気候風土や文化等の異なる地域を訪れ、日本の歴史やふるさとの良さなどを改めて知る上で極めて貴重な体験であり、引き続き、子ども夢基金を活用し実施します。

6 生涯スポーツの振興

第六は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

町民の皆様にはスポーツを楽しむ機会を提供することは、健康の保持・増進や誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに向けて大切です。

このため、平成31年度においても、「ソフトボール」、「ペタンク」、「カーリング」、「ミニバレー」の4つの地域対抗スポーツ大会を開催します。

スポーツの活動拠点である総合体育館については、利用者の安全確保に向け、老朽化した固定式バスケットゴールを改修します。

日本で初めて池田町が本格的なスポーツとして導入したカーリングについては、スポーツとしての面白さを知る活動として、小中学校の授業での取組や子どもカーリング大会等の普及活動を進めるほか、カーリング場の維持管理に必要な設備の改修を行います。

北部スケートリンクについては、引き続き、造成業務を民間事業者に委託します。

7 生涯にわたる学習機会の確保・充実

第七は、「生涯にわたる学習機会の確保・充実」についてであります。

町民の皆様が、豊かで潤いのある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりを進めるためには、生涯を通じ積極的に学ぶことのできる環境を整えることが必要です。

このため、図書館については、図書館管理システムが更新時期を迎えていることから、新たなシステムを導入し円滑な蔵書管理や貸出管理業務等に資するとともに、多くの町民の皆様が気軽に本に親しめる施設として、ボランティア団体による活動の場の提供や指定管理者と連携協力した図書館事業の充実に努めます。

文化活動の拠点である田園ホールについては、指定管理者とも連携しながら、町民の皆様の様々な活動など、利用する方々の視点に立った運営、文化活動の場づくりを進めます。

「遊ゆう大学」については、講座内容などにも工夫を重ねながら、町民の皆様が生き生きと元気に活動できる場としての充実を図ります。

8 子どもたちの成長を支える仕組みづくり

第八は、「子どもたちの成長を支える仕組みづくり」についてであります。

今日、学校においては、課題の多様化、教職員の多忙化、それらに対応するための勤務時間を超えた業務処理の実態など、子どもたちの育ちを学校教育の場だけで完結させることは難しい状況となっており、教員の働き

方改革の動向も踏まえ、家庭や地域が教育活動に積極的にかかわっていくことが必要です。

このため、平成30年度から、学校と家庭・地域とのつながりを深め活性化を図りながら、お互いが当事者意識を持って子どもたちの成長を支えていく仕組み「コミュニティ・スクール」が第一歩を踏み出しました。

制度導入に当たっては、「学ぶ意欲を持ち、夢や目標の実現に向けて努力する子ども、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、優しい気持ちで、ともに支え合いながら生きる子ども」を義務教育終了時15歳の子ども像、教育ビジョンとして掲げています。

今後、取組の検証・充実を図りながら、目指す子ども像の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

以上、平成31年度に取り組む重点政策について申し上げます。

IV むすび

教育という営みは、一朝一夕に成果が表れるものではありません。

日々の積み重ねが、小学校から中学校へ、そして、その先へと引き継がれ、社会の一員としての成長へと結実していきます。

そして、日々の取組に家庭や地域が参画し、目指す子ども像を共有しながら、責任を持って、子どもたちに、将来を生き抜いていくことのできる資質・能力の育成に向けた教育環境を整えていくことは、子どもたちの健やかな成長とともに、持続可能な地域づくりに結びついていきます。

池田町教育委員会といたしましては、池田町の未来を担う子どもたちの成長をしっかりと支えていくことができるよう、創意工夫を重ねながら積極的な教育行政に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針とさせていただきます。